

本号で公布された条例のあらまし

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（埼玉県条例第三十一号）

（人事課）

一 趣旨

地方公務員法等の一部改正に伴い、埼玉県人事委員会からの意見・報告（令和三年九月九日付け）を踏まえ、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるなどの改正を行うものである。

二 内容

（一） 職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年を六十歳※から六十五歳まで（医師・歯科医師については六十歳から七十歳まで）二年に一歳ずつ引上げ

※ 調理等の職務に従事するものについては六十三歳

イ 管理監督職の職員は、原則として、六十歳に達した日以後、次の四月一日に管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制を導入

ウ 六十歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入

エ 六十歳以後の任用及び給与に関する情報提供及び職員の六十歳以後の勤務の意思確認を行う制度を導入

（二） 職員の再任用に関する条例の廃止

現行の再任用制度は廃止し、経過措置として、定年の段階的な引上げ期間中、現行と同様の再任用制度を存続

（三） 職員の給与に関する条例の一部改正

六十歳に達した日以後、次の四月一日以降、給料の月額は六十歳前の七割水準

（四） 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 六十歳に達した日以後、定年前に退職した職員の退職手当は、定年退職と同様に算定

イ 国に準じた失業者の退職手当の給付内容の改正

（五） 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、定年の引上げ等に伴う所要の改正

（六） 関係条例の規定整備

職員の分限に関する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 等

三 施行期日

令和五年四月一日（ただし、一部規定は、公布の日等）